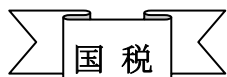


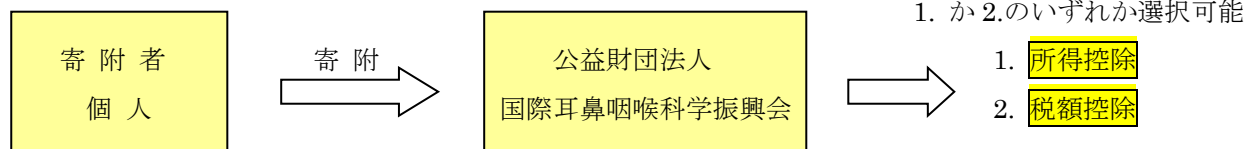
公益財団法人国際耳鼻咽喉科学振興会
寄附金に対する優遇措置の受け方について
(平成 29 年 10 月 24 日以降の寄附金に対して一部変更になりました)



A 個人 B 法人(裏面)

A 個人が「公益財団法人国際耳鼻咽喉科学振興会」へ支出する寄附金
「所得控除」か「税額控除」のいずれかの選択が可能となりました。

(*所得により減額される税金が変わります)



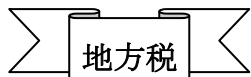
所得控除 確定申告時には「領収書」のみの添付でよい
(控除額) $\text{所得金額} - (\text{寄附額} - 2,000 \text{円 (注1)}) \times \text{所得税率}$

税額控除 確定申告時には「領収書」及び「税額控除の証明書の写し」を添付する。
(控除額) $\text{所得金額} \times \text{所得税率} - (\text{寄附額} - 2,000 \text{円 (注1)}) \times 40\% \text{ (注2)}$
(注1) 寄附額のうち、所得控除額は総所得金額等の 40%相当額が限度
(注2) 税額控除額は、所得税額の 25%が限度

B 法人が「公益財団法人国際耳鼻咽喉科学振興会」へ支出する寄附金

会社などの法人が支出した寄附金については、一般寄附金の損金算入限度額(A)とは別に、別枠の損金算入限度額(B)が設けられています

<p>(A) 特定公益増進法人に対する寄附金に係る損金算入限度額 法人が特定公益増進法人に対して寄附をした場合には、 (所得金額の 6.25% + 資本金等の額の 0.375%) × 1/2 を限度として損金算入</p>
<p>(B) 一般の寄附金に係る損金算入限度額 (A の限度額を超えた分を含む) (所得金額の 2.5% + 資本金等の額の 0.25%) × 1/4 を限度として損金算入</p>



個人住民税における寄附優遇の措置 (東京都在住者のみ)

- ① 都道府県または市区町村が条例に指定した寄附金(公益社団・公益財団法人に対する寄附金等)が寄附金優遇措置の対象寄附金 (当財団は東京都条例で寄附金控除対象団体に指定)
- ② 個人住民税の額から控除・・・(寄附金額 - 5,000円) × 4%
優遇の対象となる寄附額は、その個人の所得の 30%相当額が限度
- ③ 確定申告の際には、所得税の寄附金控除及び個人住民税の寄附金税額控除の双方の適用を受けられます